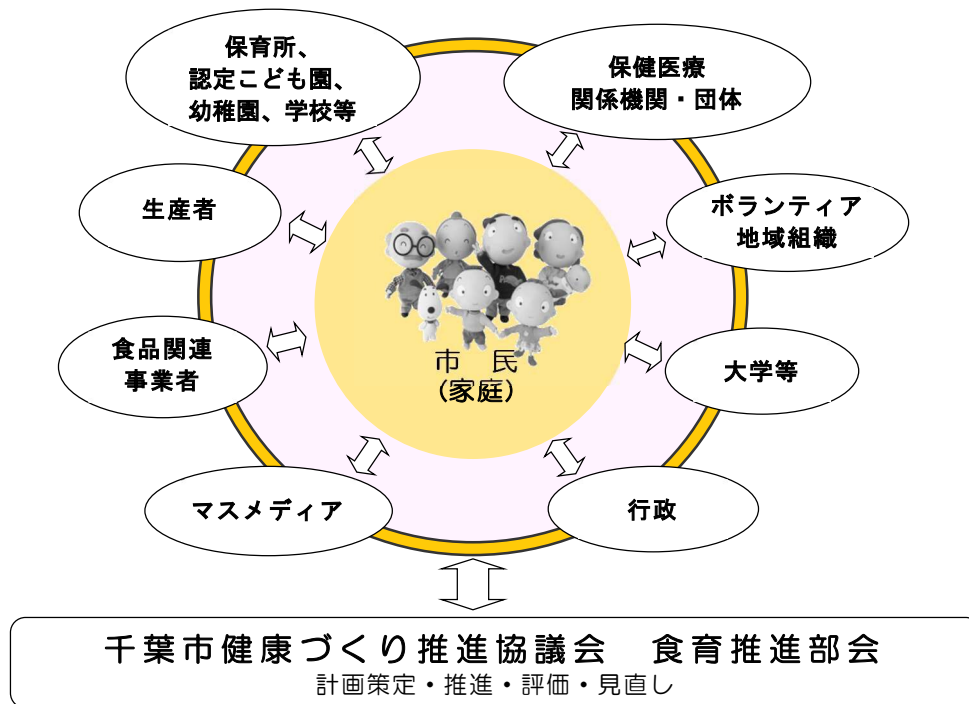


第6章 計画の推進にあたって

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、家庭、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、生産者、食品関連事業者等、食に関わる関係機関・団体・企業等が連携・協働して食育の推進に取り組んでいきます。

また、施策を総合的かつ計画的に推進していけるよう「千葉県健康づくり推進協議会 食育推進部会」において、調査・審議を行います。



2 計画の進行管理と見直し

本計画の施策を効果的に推進していくため、「千葉県健康づくり推進協議会 食育推進部会」において、本計画の推進状況の確認と評価を、定期的に審議し、これを踏まえた施策の見直し、課題の検討、評価を実施します。

また、本計画は食育基本法の基本理念と方向性に従い、作成時点での諸情勢を踏まえて作成したものです。国内外の社会経済情勢や、食育をめぐる諸情勢の変化、目標の達成状況や施策の推進状況等によって、計画の見直しが必要となることもあります。

このため、本計画では、必要に応じて見直しを検討するなど、柔軟に対応していきます。